



（ 令 8 . 9 . 1
証 7 - 4 ）

中小企業税制の効果について

令和8年9月1日

中小企業庁

1. 租税特別措置等の総点検について

2. 各個票について

中小企業向け賃上げ促進税制

中小企業者等の法人税率の特例

中小企業経営強化税制

中小企業投資促進税制

中小税制の点検対象措置と見直しの方向性

賃上げ促進税制 (2措置：①法人税、②法人事業税) 【中堅企業向け R6減収額：1,723億円、R6適用件数：9,517件】 【中小企業向け R6減収額：3,330億円、R6適用件数：275,014件】

(見直しの方向性)

- ・ 中堅向けは、令和8年度与党税制大綱（中堅企業向け措置については、令和8年度においてはより高い賃上げを促す方向で要件を強化しつつ継続し、適用期限をもって廃止する。）を踏まえて必要な見直しを行う。
- ・ 中小向けは、労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略の方針を踏まえ、積極的に賃上げを行う中小企業・小規模事業者を後押しするために、適用状況等を踏まえて必要な見直しを行う。

中小企業関連税制 (3措置) ※本会合の対象税制を抜粋

- | | |
|------------------------------|-----------------------------------|
| ①中小軽減税率(所得800万円まで法人税率19→15%) | 【R6減収額：1,885億円、R6適用件数：1,110,966件】 |
| ②中小企業経営強化税制 | 【R6減収額：858億円、R6適用件数：20,558件】 |
| ③中小企業投資促進税制 | 【R6減収額：566億円、R6適用件数：54,478件】 |

(見直しの方向性)

- ・ 中小企業の付加価値労働生産性の成長率目標「5年で15%向上」達成に向けて見直しを検討。

中小企業向け賃上げ促進税制

制度概要	中小企業者等又は青色申告書を提出する常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人事業主が、前年度より給与等支給額を1.5%または2.5%以上増加させた場合、その増加額のそれぞれ15%又は30%の税額控除ができる。さらに、くるみん及びえるぼしの認定状況に応じ、税額控除率が5%上乘せされる。 また、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額は、5年間の繰越しが可能。		
アウトプット	R6減収額：3,330億円、R6適用件数：275,014件		
アウトカム	短期アウトカム（R6年度）	中期アウトカム（R8年度）	長期アウトカム（R11年度）
	令和6年度において、インフレ率を超える賃上げ（5%）の実現 （直近の状況） → <u>令和6年度において春季交渉回答集計結果、全規模5.10%、中小組合4.45%の賃上げ率を達成。</u>	令和11年度までに実質賃金年1%程度の上昇 （直近の状況） → 令和7年の名目賃金上昇率は+2.3%、実質賃金上昇率は▲0.8%。 <u>足下の実質賃金上昇率では、令和8年3月時点で+1.6%、4月速報値において、+2.1%。</u>	令和11年度までに実質賃金年1%程度の上昇 （直近の状況） → 同左
政策効果検証	- 適用企業と非適用企業を差の差分析により比較し、税制の後押し効果があるかを検証。 - 本税制の政策効果については、<u>適用企業の方が、全雇用者1人当たりの給与は約5.6万円、全雇用者給与総額は約0.2億円、大きく上昇しており、税制活用によって賃上げが促進された可能性</u>が示された。		



見直しの方向性

労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略の方針を踏まえ、積極的に賃上げを行う中小企業・小規模事業者を後押しするために、期限到来時に適用状況等を踏まえて必要な見直しを行う。

【実際に寄せられた主なご意見】

- 賃上げを官民挙げて支援すると賃上げ税制で旗振りしていたので、税制をコロコロ変えないで欲しい。賃上げは一度したら下げられません。恒久的な税制で賃上げ定着を。
- 減税額が非常に大きい一方で、もともと賃上げが可能な黒字企業のみが恩恵を受け、赤字の中小企業には届かないという「逆選別」の側面が指摘されています。賃上げへのインセンティブとしての実効性を複数年度にかけて精査し、効果が薄いなら縮小・廃止。

中小企業関連税制 (※本会合の対象税制を抜粋)

措置名		短期アウトカム (R7※年度から2年)	中期アウトカム (R8年度から3年)	長期アウトカム (R8年度から5年)
アウトカム	法人税率の特例 (19%→15%に軽減) 【R6減収額：約1,800億円、R6適用件数：1,110,966件】 (創設：平成21年度、直近改正：令和7年度)	制度導入前(H20年上期)の経営状況の水準を達成 ・売上高：2.6億円/社→2.4億円/社(R6時点。未達) ・資金繰りDI等：▲23.7%pt→▲13.1%pt(R7時点。達成済)	労働生産性全体の向上(9%) (参考値)税制適用者のR4・R5の2カ年平均で5.8%向上	労働生産性全体の向上(15%)
	中小経営強化税制 (即時償却or最大10%税額控除) 【R6減収額：約800億円、R6適用件数：20,558件】 (創設：平成29年度、直近改正：令和7年度)	資本生産性の向上(3%) (参考値)税制適用者のR4・R5の2カ年平均で1.8%向上	労働生産性全体の向上(9%) (参考値)税制適用者のR4・R5の2カ年平均で6.6%の向上	労働生産性全体の向上(15%)
	中小投資促進税制 (特別償却30%or7%税額控除) 【R6減収額：約500億円、R6適用件数：54,478件】 (創設：平成10年度、直近改正：令和7年度)	資本装備率の向上(23%)※ (参考値)税制適用者のR4・R5の2カ年平均で23%向上 ※アウトカムは税制適用を受けた単年	労働生産性全体の向上(9%) (参考値)税制適用者のR4・R5の2カ年平均で4.8%向上	労働生産性全体の向上(15%)

政策効果検証

- 中小企業者等のうち税制適用者を対象に資本装備率や資本生産性を分析するため、「中小企業実態基本調査」、「中小企業景況調査」、「法人企業統計調査年報」、「中小企業白書」等の公的データを活用し、**時系列比較**や**差の差分析**を実施。
- 分析結果を確認すると、税制の適用事業者は、非適用事業者よりも資本装備率や資本生産性、事業継続率がより高くなっており、一定効果があった。例えば、中小経営強化税制については、同程度の設備投資を実施した中小企業の、R4・R5の2カ年平均での資本生産性の伸び率を算出したところ、税制適用者は1.8%向上していたのに対し、税制非適用者は0.7%に留まった。

見直しの方向性

中堅・中小企業の「稼ぐ力」を高めるためには「**一人当たりの付加価値額(付加価値労働生産性)**」の向上が必要であり、付加価値額を増加させつつ、労働投入量を最適化することが重要。
中小企業の**付加価値労働生産性の成長率目標**を、令和8年度から**3年で9%向上**、**5年で15%向上**とすべく、中小企業関連税制の政策効果を高める観点から見直しを検討する。

【実際に寄せられた主なご意見】

- 所得が極めて高い法人を対象外とするなど、真に支援を必要とする中小企業への「適正化」が必要である。

1. 租税特別措置等の総点検について

2. 各個票について

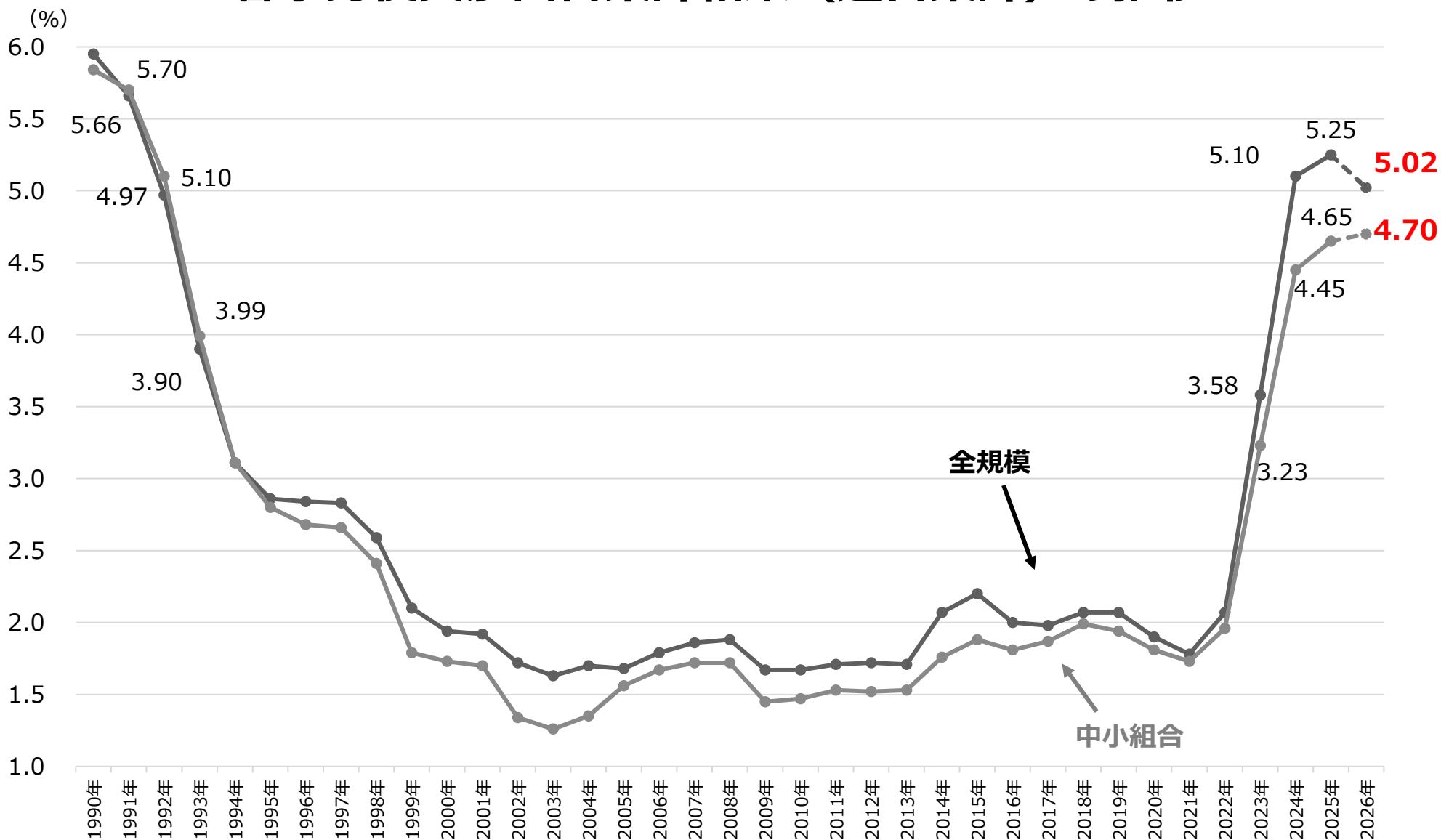
中小企業向け賃上げ促進税制

中小企業者等の法人税率の特例

中小企業経営強化税制

中小企業投資促進税制

春季労使交渉回答集計結果（連合集計）の推移



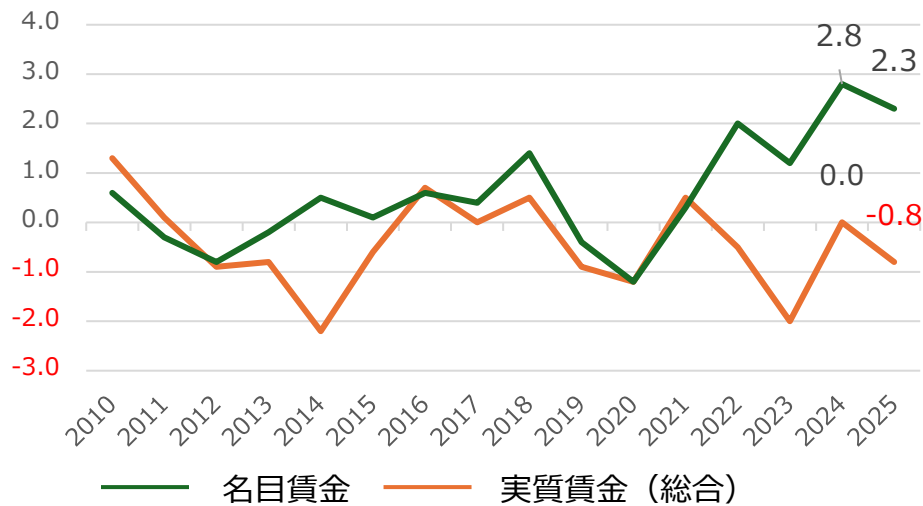
※ 1：調査対象は、連合加盟企業の組合。「中小組合」は、組合員数300人未満の組合。
 ※ 2：賞与等を含まない月例賃金ベース。平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）の集計。
 ※ 3：2026年分は第5回回答集計結果を記載。
 （出典）日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果について」

毎月勤労統計（26年4月確報）

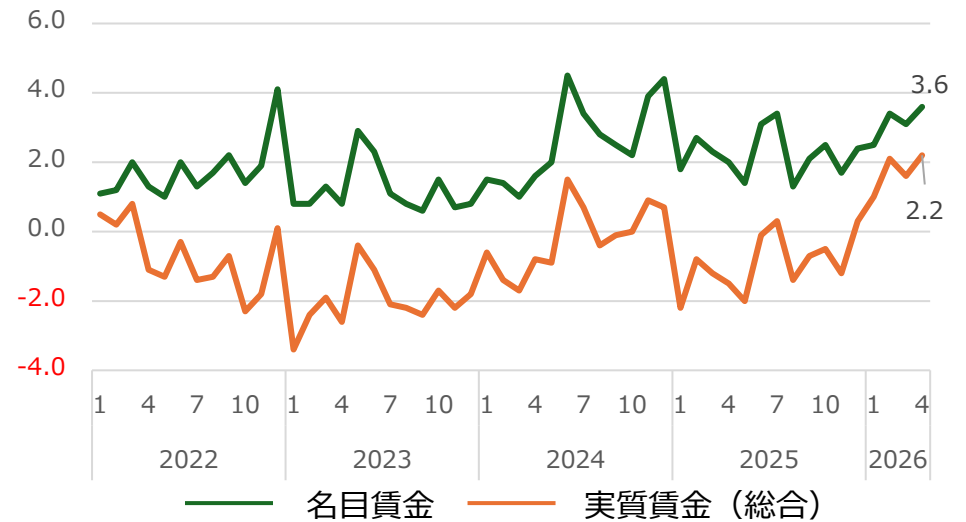
- 25年の名目賃金上昇率は2.3%、実質賃金上昇率は前年同月比▲0.8%
- 26年4月の実質賃金(総合)は前年同月比+2.2%。

名目賃金と実質賃金（現金給与総額）

（年ベース）



（月ベース）



（注1）就業形態計（5人以上）

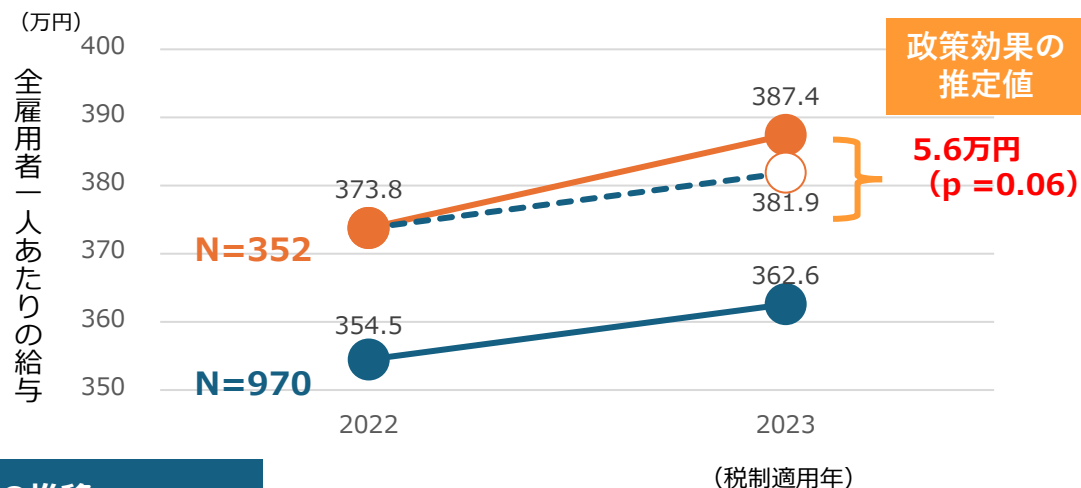
（注2）2026年4月のデータは速報値

（資料）厚生労働省「毎月勤労統計調査4月分確報」2026年6月24日公表

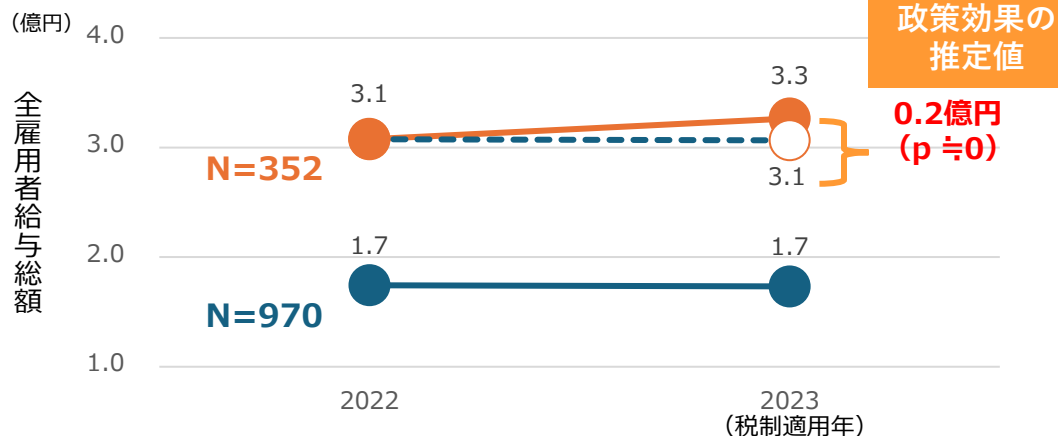
賃上げ促進税制の政策効果の検証

- 2023年度に賃上げ促進税制を適用した中小企業と非適用企業を経済学的な統計分析手法（差の差（DID）分析）により比較すると、**全雇用者1人当たりの給与は適用企業の方が約5.6万円、全雇用者給与総額は適用企業の方が約0.2億円、大きく上昇しており、税制活用によって賃上げが促進された可能性。**

全雇用者1人当たり給与の推移



全雇用者給与総額の推移



※DID分析：差の差分析（DID：Difference in Differences）を用いて推定。

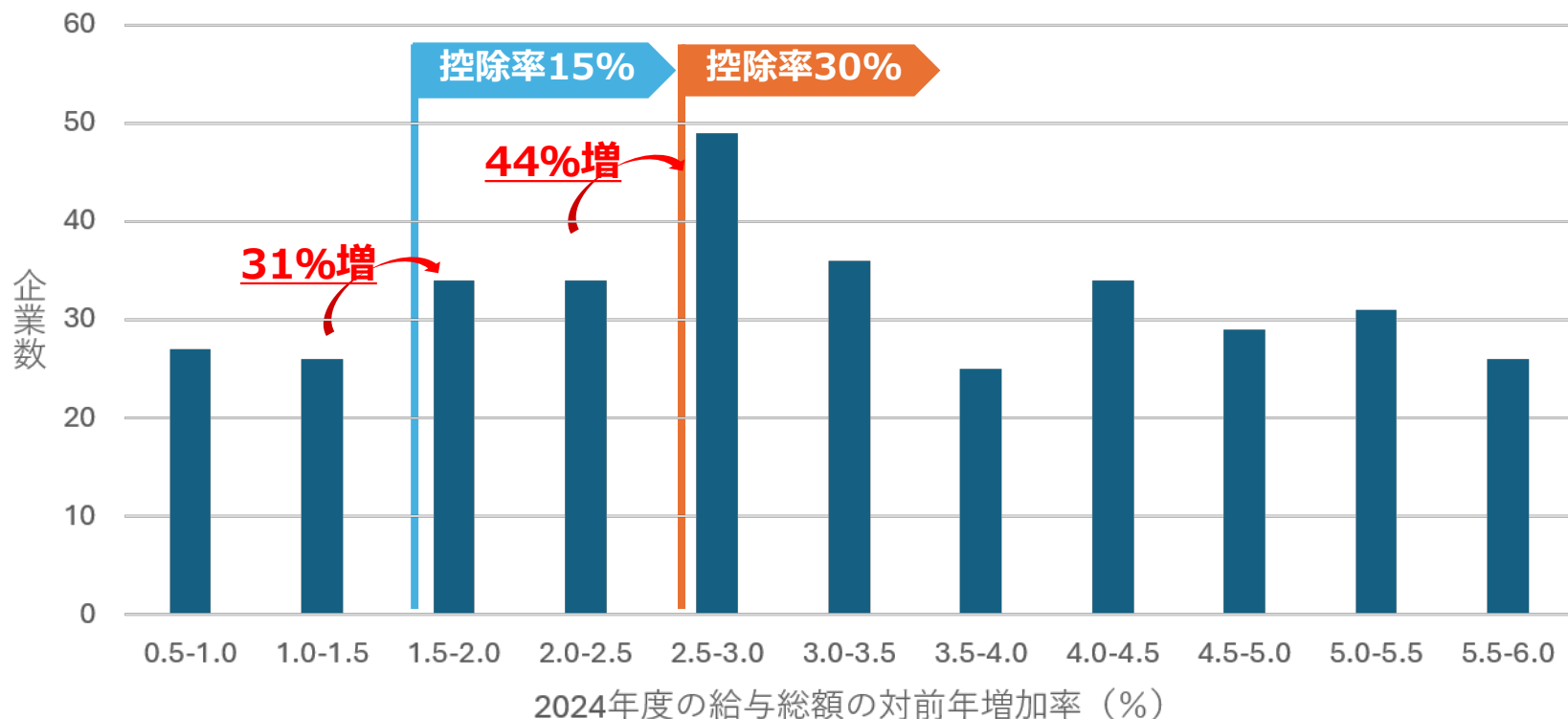
※p値：統計的に有意な水準であるかを判定する値であり、値が小さいほど「効果や差がない」という仮定では観測された結果を説明しにくい（≠効果や差があると判断される）ことを示す。

一般に、p値が0.1、0.05、0.01を下回ると、それぞれ10%、5%、1%水準で統計的に有意と判定される。

（出典）経済産業省が実施したアンケート結果に基づいて作成。

賃上げ率別の中小企業数

- 中小企業庁のアンケート調査に回答した企業を**2024年度の賃上げ率別**に分類したところ、賃上げ促進税制の適用要件である**賃上げ率1.5%及び2.5%の水準**を境として、**企業数の大きな増加**がみられる。



注1 2024年度の間に開始した事業年度において、「課税所得があり法人税を納税した」と回答した企業（1242社）を集計。賃上げ率0.5%未満の企業数は487社、賃上げ率6%以上の企業数は404社。

注2 賃上げ率は、2023年度の間に開始した事業年度の給与総額から、2024年度の間に開始した事業年度の給与総額を比較し、その増減率として算出した。

出典：中小企業庁によるアンケート調査

1. 租税特別措置等の総点検について

2. 各個票について

中小企業向け賃上げ促進税制

中小企業者等の法人税率の特例

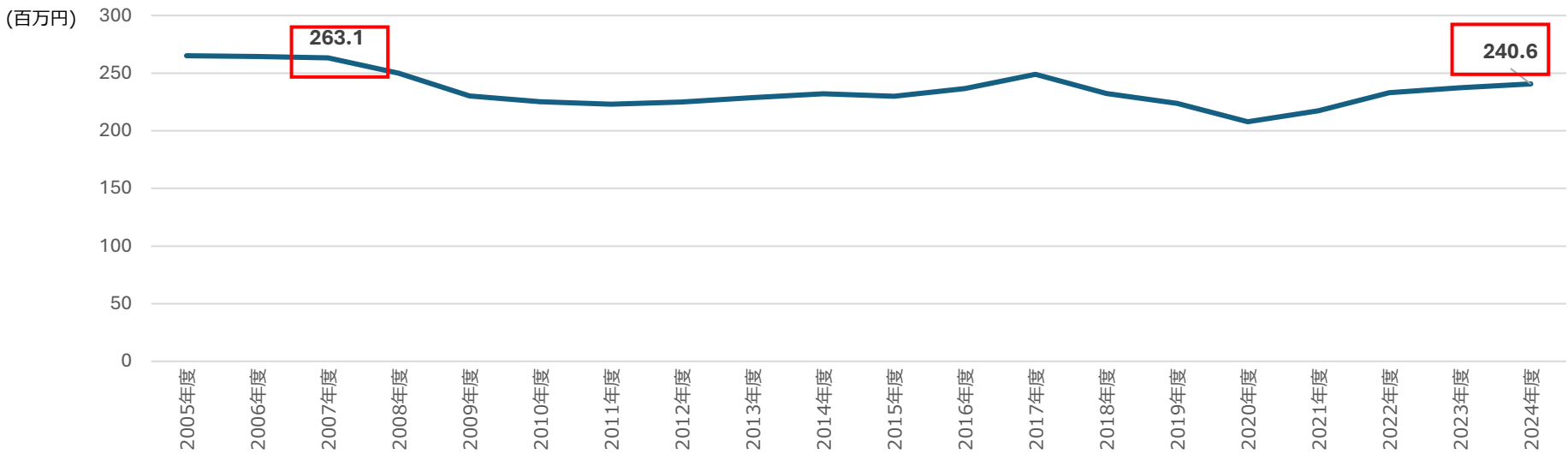
中小企業経営強化税制

中小企業投資促進税制

短期アウトカム

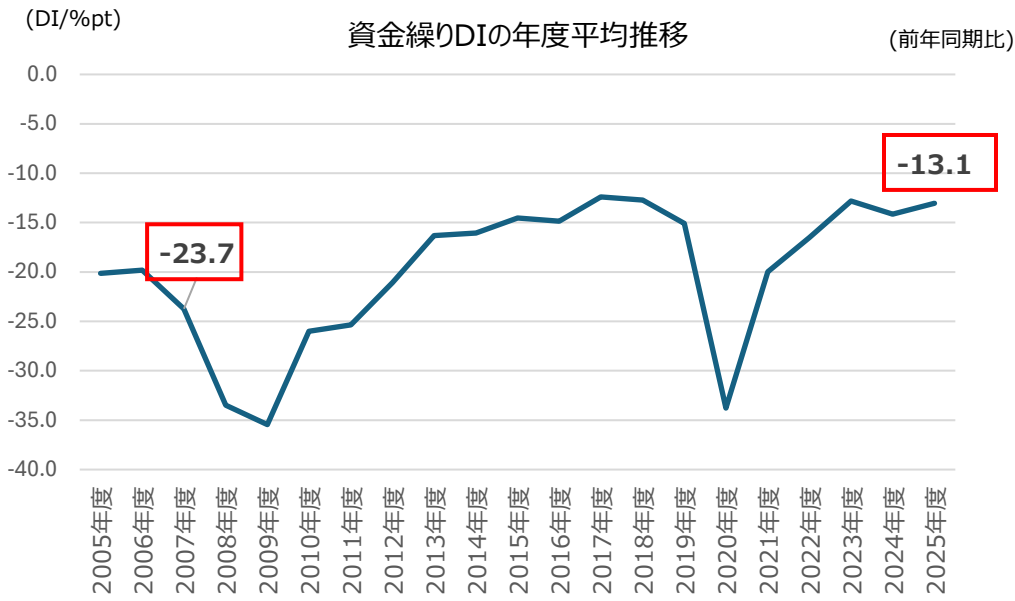
① 中小企業等の売上高→未達

1社あたりの売上高の推移

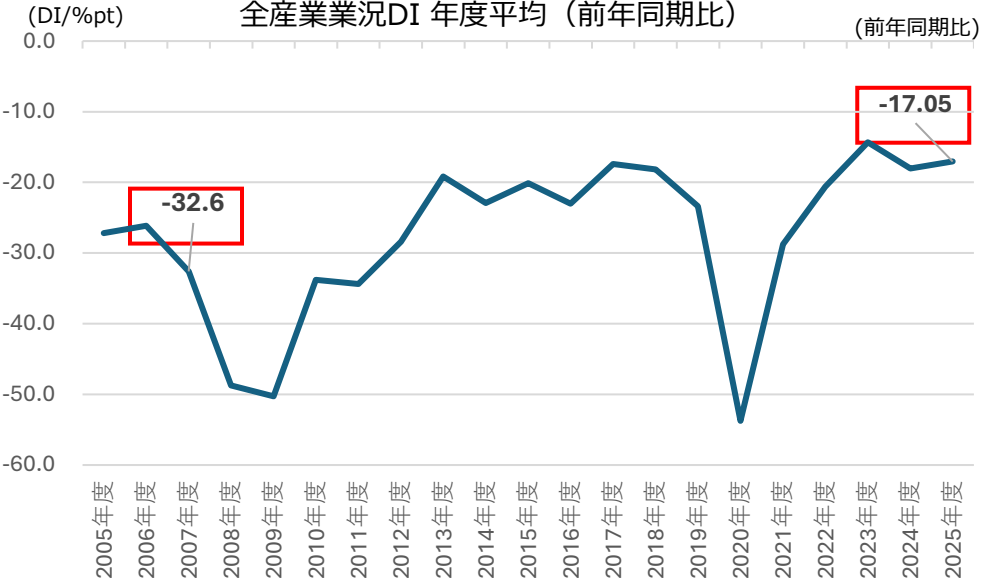


(出所) 財務省「法人企業統計調査年報」より作成
※ 資本金1億円未満の企業を対象

② 中小企業等の資金繰りDI→達成

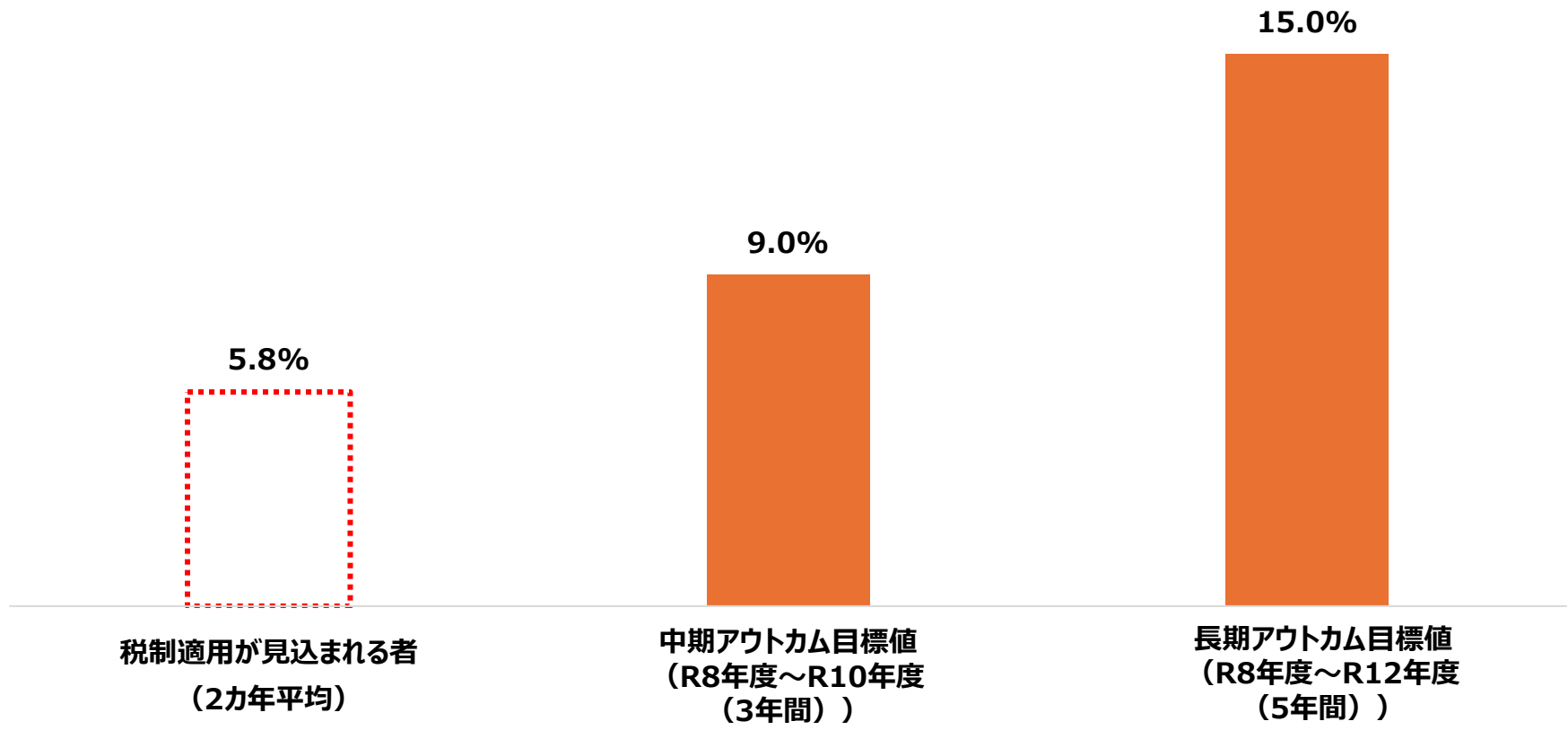


③ 中小企業等の業況判断DI→達成



(出所) (②・③) 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」より作成
※ 中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく中小企業者を対象に、各年度の4四半期(4～6月期、7～9月期、10～12月期、1～3月期)の全産業DI値を単純平均して算出。

労働生産性の達成状況
(中期・長期アウトカム)

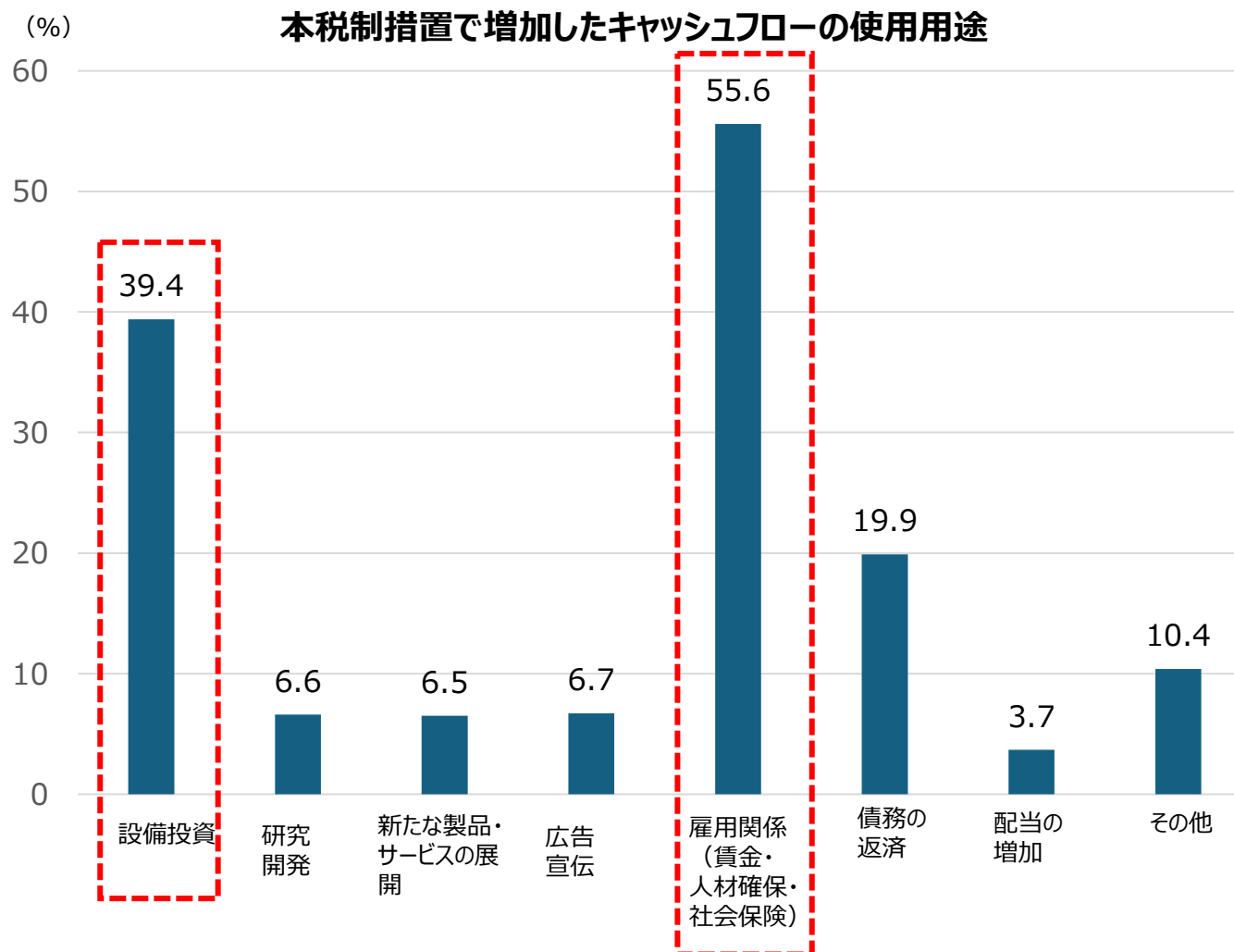


(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。

- ※ 1 税引前当期純利益がプラスとなる企業が本措置の適用を受けていると仮定。
- ※ 2 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 支払利息等 + 賃借費 + 租税公課
- ※ 3 労働生産性 = 付加価値額 / 従業員数
- ※ 4 令和 5 年度に税引前当期純利益がプラスだった企業について、令和 4 年度と令和 5 年度の労働生産性を比較し、令和 4 年度に税引前当期純利益がプラスだった企業について令和 3 年度と令和 4 年度、その2カ年の平均値を算出。(令和 5 年度 : N=5,619、令和 4 年度 : N=6,777)

効果分析

- 本税制措置は、様々な業種の中小企業者約100万者に活用されている。中小企業庁実施のアンケートによると、本税制措置の適用によって増加したキャッシュフローは、人件費などの雇用関係や、設備投資への支出に活用されている。



(出典) 中小企業庁「中小企業税制に関するアンケート調査 (令和6年度)」

1. 租税特別措置等の総点検について

2. 各個票について

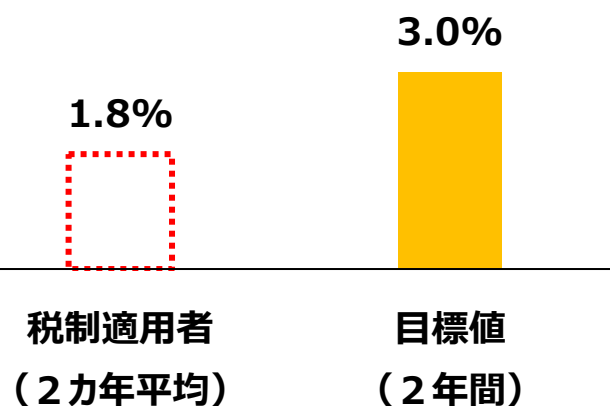
中小企業向け賃上げ促進税制

中小企業者等の法人税率の特例

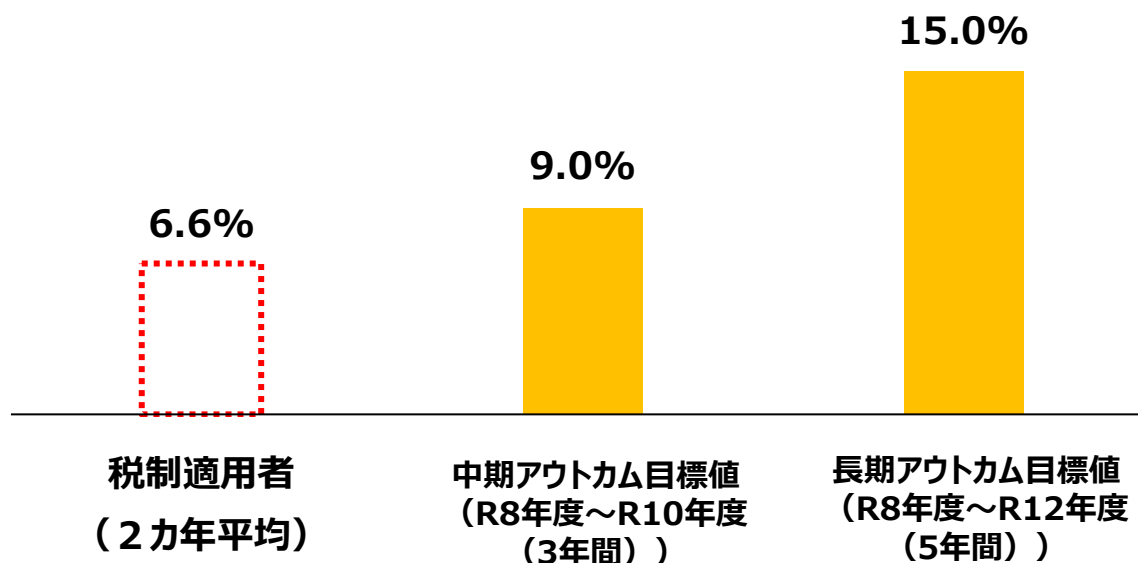
中小企業経営強化税制

中小企業投資促進税制

資本生産性の達成状況 (短期アウトカム)



労働生産性の達成状況 (中期・長期アウトカム)



(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。

※ 1 資本生産性 = 付加価値額 / 有形固定資産

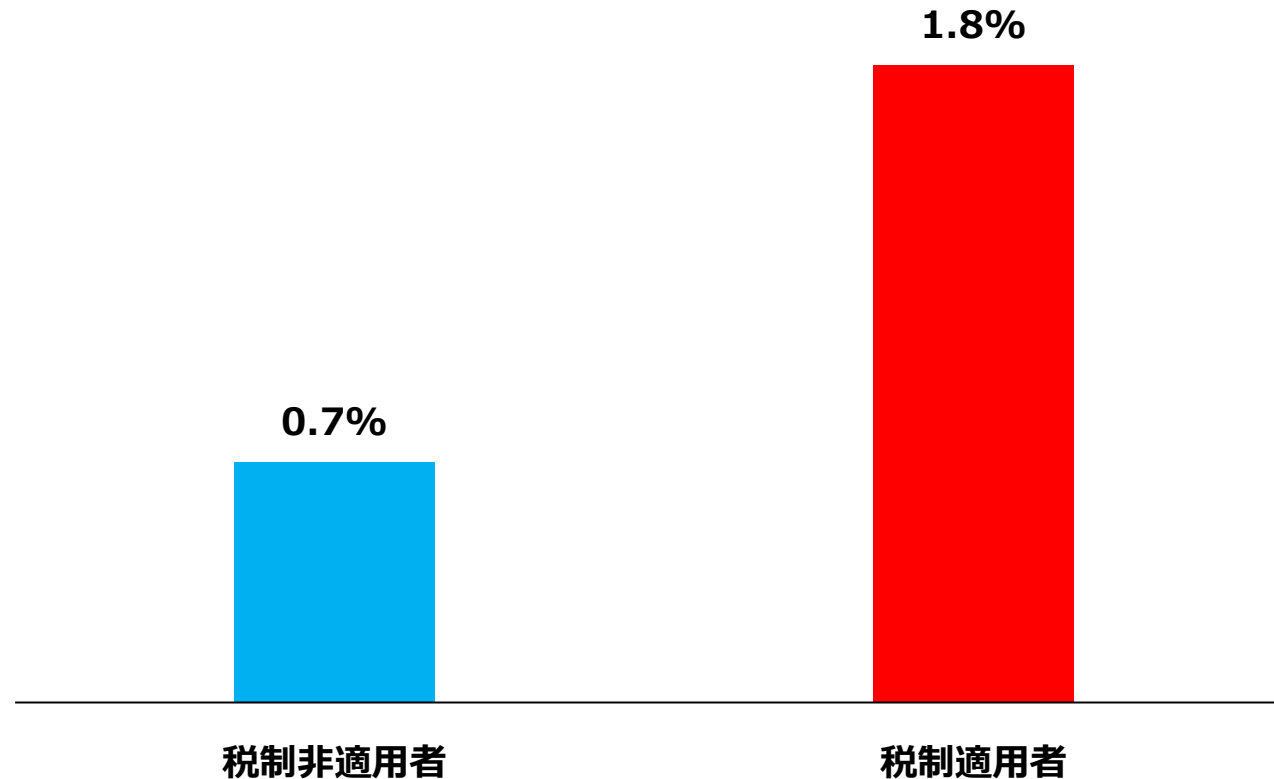
※ 2 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 支払利息等 + 賃借費 + 租税公課

※ 3 労働生産性 = 付加価値額 / 従業員数

※ 4 資本生産性の向上率は、令和 5 年度に中小企業経営強化税制を適用した者の資本生産性の総数について前年度からの向上率を算出し、同様に令和 4 年度の向上率を算出して、その 2 カ年平均としている。(令和 5 年度 : N=217、令和 4 年度 : N=256)

※ 5 労働生産性の向上率は※ 4 の資本生産性の向上率と同様の方法で算出している。(令和 5 年度 : N=216、令和 4 年度 : N=255)

税制適用者と税制非適用者における 資本生産性の向上率



(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。

※ 1 資本生産性 = 付加価値額 / 有形固定資産

※ 2 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 支払利息等 + 賃借費 + 租税公課

※ 3 税制適用者は、令和 5 年度に中小企業経営強化税制を適用した者の資本生産性の総数について前年度からの向上率を算出し、同様に令和 4 年度の向上率を算出して、その 2 カ年平均としている。(令和 5 年度 : N=217、令和 4 年度 : N=256)

※ 4 税制非適用者は、令和 5 年度に中小企業経営強化税制を適用した者の売上高の第 1 四分位数と第 3 四分位数を算出し、その第 1 四分位数と第 3 四分位数の間の売上高レンジに属する企業群のうち、令和 5 年度に設備投資を実施し、且つ税制を適用しなかった者と仮定して、その資本生産性の総数について前年度からの向上率を算出している。(N=1,171)

1. 租税特別措置等の総点検について

2. 各個票について

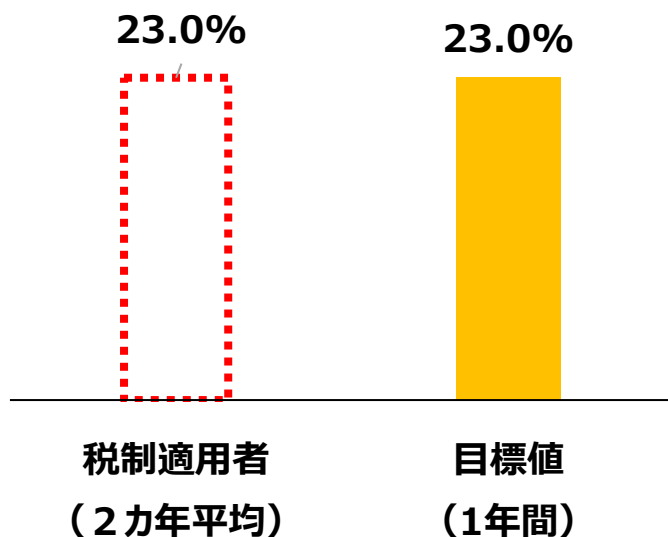
中小企業向け賃上げ促進税制

中小企業者等の法人税率の特例

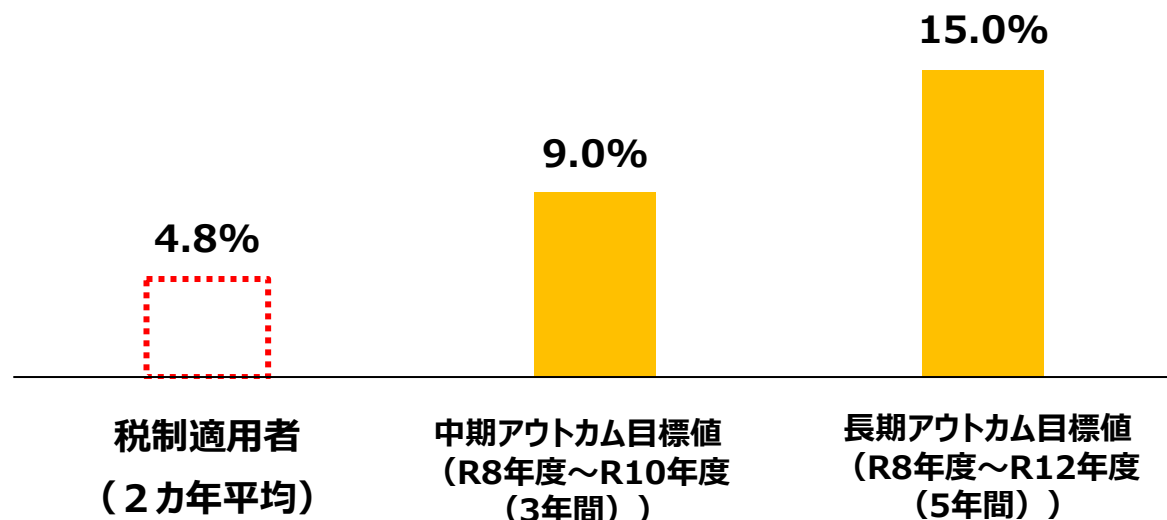
中小企業経営強化税制

中小企業投資促進税制

資本装備率の達成状況 (短期アウトカム)



労働生産性の達成状況 (中期・長期アウトカム)



(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。

※ 1 資本装備率 = 有形固定資産 / 従業員数

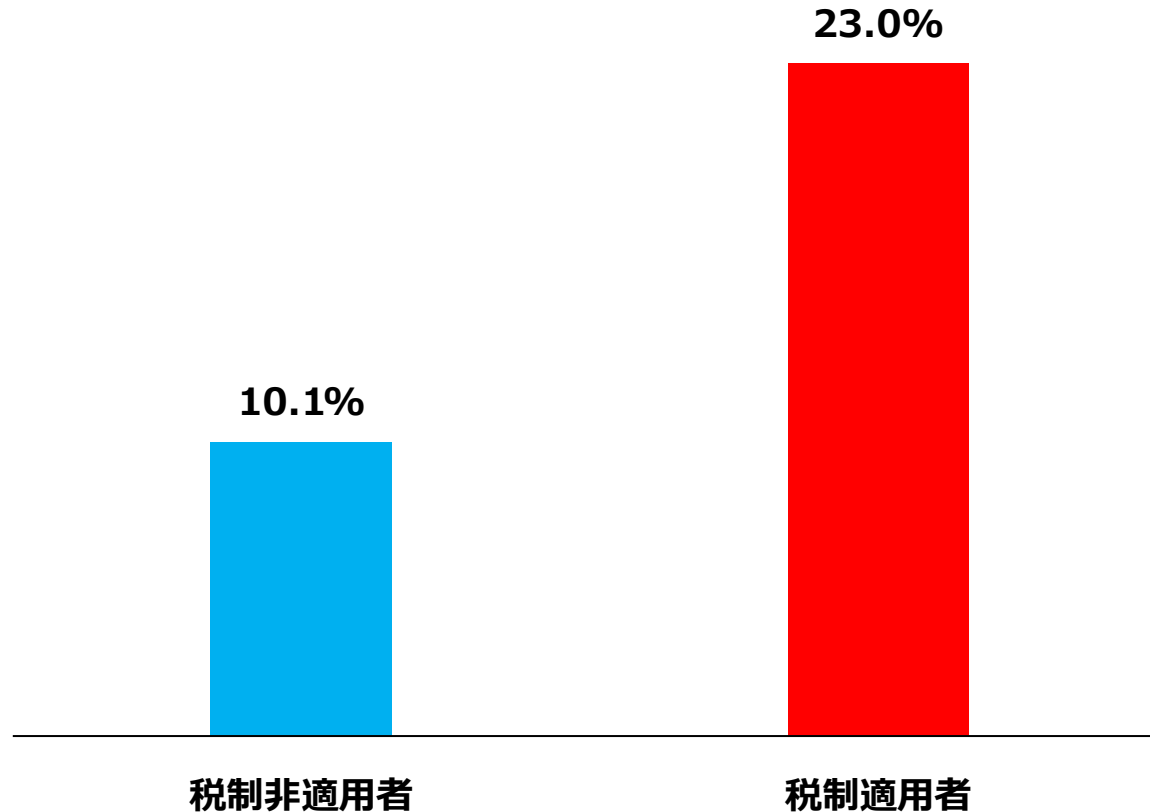
※ 2 労働生産性 = 付加価値額 / 従業員数

※ 3 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 支払利息等 + 賃借費 + 租税公課

※ 4 資本装備率の向上率は、令和 5 年度に中小企業投資促進税制を適用した者の資本装備率の総数について前年度からの向上率を算出し、同様に令和 4 年度の向上率を算出して、その 2 カ年平均としている。(令和 5 年度 : N=332、令和 4 年度 : N=375)

※ 5 労働生産性の向上率は※ 4 の資本装備率の向上率と同様の方法で算出している。(令和 5 年度 : N=332、令和 4 年度 : N=375)

税制適用者と税制非適用者における 資本装備率の向上率



(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」より作成。

- ※ 1 資本装備率 = 有形固定資産 / 従業員数
- ※ 2 税制適用者は、令和 5 年度に中小企業投資促進税制を適用した者の資本装備率の総数について前年度からの向上率を算出し、同様に令和 4 年度の向上率を算出して、その 2 カ年平均としている。(令和 5 年度 : N=332、令和 4 年度 : N=375)
- ※ 3 税制非適用者は、令和 5 年度に中小企業投資促進税制を適用した者の売上高の第 1 四分位数と第 3 四分位数を算出し、その第 1 四分位数と第 3 四分位数の間の売上高レンジに属する企業群のうち、令和 5 年度に設備投資を実施し、且つ税制を適用しなかった者と仮定して、その資本装備率の総数について前年度からの向上率を算出している。(N=1,198)

中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長(法人税・所得税)

- 労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配政策ではなく、人材を惹き付け、生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化政策」そのものであり、成長戦略の起点である。
- これを踏まえ、5年間を重点期間と位置づけ、積極的に賃上げを行う中小企業・小規模事業者を後押しするため、抜本的な見直し・強化を行う。
- 現行制度では、賃上げを行ったものの従業員数の減少により給与等支給総額が増額とならなかった企業は税制適用を受けられない。今後、生産年齢人口の継続的な減少を見据え、こうした企業が制度の適用を受けられるようにするため、適用要件の基準を現行制度の「雇用者全体の給与等支給総額」から「従業員一人あたりの給与支給額」に改正する。
- 現行制度における賃上げ要件（給与等支給総額1.5%増加など）を見直し、より積極的な賃上げを後押しする。

現行制度

【適用期限：令和8年度末まで】

雇用者全体の給与等支給総額が
前年度比**1.5%以上増加**
⇒ 給与増加額の**15%を税額控除**

雇用者全体の給与等支給総額が
前年度比**2.5%以上増加**
⇒ 給与増加額の**30%を税額控除**

+

くろみん or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を**5%上乗せ**

※賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能

※控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

要望内容

- 適用期限を3年間延長する。（令和11年度末まで）
- 適用要件の基準を、現行制度の「雇用者全体の給与等支給総額」から「従業員一人あたりの給与支給額」にする。
- 現行制度の給与等支給総額1.5%増加による要件を見直し、より積極的な賃上げを後押しする要件とする。

中小企業軽減税率の延長等（法人税・法人住民税）

- 中小企業者等の法人税率について、年800万円以下の所得金額について19%から15%に軽減されている（※）。※単年所得10億円超の中小企業者等の税率は、19%から17%に軽減。
- 財務基盤を支える本措置について、**政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。**

現行制度

【適用期限：令和8年度末まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
- 時限的な措置（租税特別措置）として、当該税率を単年所得10億円以下の中小法人においては、更に15%に軽減。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金 1 億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金 1 億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額 ※ 所得10億円以下の中小法人 の場合	<u>19%</u>	<u>15%</u>
	年800万円以下の所得金額 ※ 所得10億円超の中小法人 の場合	<u>19%</u>	<u>17%</u>

※過去3年平均で所得15億円超の中小企業は本措置の対象外。

※適用対象法人の範囲から、通算法人を除外する。

要望内容

- 政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。

中小企業経営強化税制の拡充等（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

拡充等

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を促進するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置。
- 幅広い成長志向型の企業の更なる創出に向けて、中小企業の「稼ぐ力」を高めるべく、企業の生産性向上投資を促す観点から、各類型の活用実績や対象設備の政策効果等を踏まえメリハリをつけた見直しを行い、インセンティブの強化を行う。**

※資本金3,000万円超の場合は7%

現行制度

【適用期限：令和8年度末まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・生産等設備 を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄 宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・国内への投資 であること ・中古資産・貸付資産でないこと 等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（40万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		器具備品（40万円以上）	
経営規模拡大設備 (E類型)	- ROI水準：7%以上 - 売上高成長率：10%以上 - 売上高100億円超を目指すロードマップの作製 等		建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る） ※E類型は建物及び建物付附属設備（1,000万円以上）	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除く。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。

※4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。

要望内容

○幅広い成長志向型の企業の更なる創出に向けて、政策効果を高める観点から、メリハリをつけた見直しを行い、インセンティブの強化を行ったうえで、延長する。

中小企業投資促進税制の延長等（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。
- 中小企業の更なる設備投資を促進するため、政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。

現行制度

【適用期限：令和8年度末まで】

対象者	- 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） - 従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	機械及び装置【1台160万円以上】
	測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台40万円以上かつ複数合計120万円以上】
	- 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）

要望内容

○政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。